編集後記

本号は、昨年の三月に選択定年で退職された石川明先生の退職記念号である。執筆者、編集委員会ともに、先生を慕う研究者によって作られた本記念論文集が、先生の多年にわたる学恩に対するささやかな感謝と惜別のしるしになればと思っている。また同時に、先生のご健勝とご研究の発展を祈念するものである。

石川先生の略歴とお仕事の一端は、別掲に見る通りである。先生の学問的業績は、主たる専攻領域である民事訴訟法以外にも多方面にわたり、また研究・教育活動以外にも多くの責任ある仕事を成し遂げてこられた。そして先生は現在も休むことなく研究に、教育に、公的な責任ある仕事に情熱をもって取り組んでおられる。先生の輝かしい略歴とお仕事の中で、一覧表に記載されておらず見落としてはならないことは、先生が塾法学部にとどまらず多くの研究者を育成されたこと、先生の研究会が法曹界に優れた多くの人材を送り出したこと、塾法学部の国際交流に尽力されたことではないかと思う。

ここでは石川先生が力を注いだ国際交流について触れてみたい。先生は若い時から現在の国際化を先取りされ、国際交流の重要性を強調された。塾と外国の大学との間の交換協定の締結に尽力されたり、塾法学部の専任者や塾法学部出身の研究者を数多くドイツ、フランス等に送り出された。また同時に先生は多くの外国人学者、特にドイツの研究者を慶應大学に招待された。先生は、セミナーの内容は公表されるべきであるとのお考えに基づき発表に努力された結果、本誌に多くの外国の学者の論考が掲載されることになった。これらの論考が日本の学界の注目を浴びたことは言うまでない。このことはドイツでも高く評価され、先生は昭和六〇年にドイツのケルン大学、平成元年にザールラント大学より、それぞれ名誉博士号を授与された。ドイツの二つの有名な大学から名誉学位を授与されることは、日本の法学者としては稀有なことであり、大変に名誉なことである。先生がいかに法学部の国際化に尽くされたか、慶應大学の名声を高めたかを物語るものである。なお近年ではドイツばかりでなく、韓国、中国、台湾、オーストラリアとの交流にも尽力されたことは付言しておかなければならない。

本誌を愛された石川先生は、数多くの論考をエネルギッシュに寄稿されるとともに、若い人が発表した論考に目を通され、意見を述べられ、文字通り法研を支え、学部の学問の発展に大いに寄与された。先生が学部を去られた今、継承と発展ということを考えると、先生がしてこられたお仕事の重さをひしひしと感じざるをえない。

平成七年一二月

法学研究編集委員会　坂原正夫